

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十一号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第十七号の三中「（呉市については、(1)から(8)まで、(19)から(31)まで及び(33)から(37)までに掲げる事務のうち事業場に係る事務、(9)及び(10)に掲げる事務並びに(32)に掲げる事務のうち(9)及び(10)に掲げる事務に伴う事務を除く。）」を削り、同表の第二十号の三中「受付」の下に「（排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに係るものに限る。(6)、(9)、(11)及び(29)において同じ。）」を加え、同号(7)中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同号(10)中「特定施設の」を削り、「受付」の下に「（特定施設に係るものであって、排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに係るものに限る。）」を加え、同号(15)中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、同号(24)中「立入検査」の下に「（特定事業場に係るものに限る。）」を加え、同号(26)中「受付」の下に「（法第五条第三項に規定する者に係る法第五条、法第七条、法第十条又は法第十一条第三項の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定による申請又は届出に係るものを除く。）」を加え、同号(27)中「要請」の下に「（特定施設に係るものに限る。(28)において同じ。）」を加え、同表の第二十二号の二(4)中「第七十条第五項（法第七十条の二第四項）」を「第七十条第六項（法第七十条の二第四項及び法第七十条の三第二項）」に改め、同号中(70)から(84)までを削り、(69)を(71)とし、(68)を(70)とし、(67)を(69)とし、(66)を(68)とし、(65)を(67)とし、(64)を(66)とし、(63)を(65)とし、(62)を(64)とし、(61)を(63)とし、(60)を(62)とし、(59)を(61)とし、(58)を(60)とし、(57)を(59)とし、(56)を(58)とし、(55)を(57)とし、(54)を(56)とし、(53)を(55)とし、(52)を(54)とし、(51)を(53)とし、(50)を(52)とし、(49)を(51)とし、(48)を(50)とし、(47)を(49)とし、(46)を(48)とし、(45)を(47)とし、(44)を(46)とし、(43)を(45)とし、(42)を(44)とし、(41)を(43)とし、(40)を(42)とし、(39)を(41)とし、(38)を(40)とし、(37)を(39)とし、(36)を(38)とし、(35)を(37)とし、(34)を(36)とし、(33)を(35)とし、(32)を(34)とし、(31)を(33)とし、(30)を(32)とし、(29)を(31)とし、(28)を(30)とし、(27)を(29)とし、(26)を(28)とし、(25)を(27)とし、(24)を(26)とし、(23)を(25)とし、(22)を(24)とし、(21)を(23)とし、(20)を(22)とし、(19)を(21)とし、(18)を(20)とし、(17)を(19)とし、(16)を(18)とし、(15)を(17)とし、(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、(11)を(13)とし、(10)を(12)とし、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、同号(7)中「又は介護療養型医療施設」を削り、

同号(7)を同号(9)とし、同号(6)を同号(8)とし、同号(8)の前に次のように加える。

(7) 法第七十条の三第一項の規定による指定特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときの指定の変更

第二条の表の第二十二号の二(5)を同号(6)とし、同号(6)の前に次のように加える。

(5) 法第七十条第八項の規定による法第七十条第七項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するために必要な協議の結果に基づく指定居宅サービス事業者の指定に当たつての条件の付加

第二条の表の第二十二号の二中(85)を(72)とし、(86)を(73)とし、(87)を(74)とし、(88)を(75)とし、(89)を(76)とし、(90)を(77)とし、(91)を(78)とし、(92)を(79)とし、(93)を(80)とし、(94)を(81)とし、(95)を(82)とし、(96)を(83)とし、(97)を(84)とし、(98)を(85)とし、同号(99)中「指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び指定介護老人福祉施設」に改め、同号(99)を同号(86)とし、同号(86)の次に次のように加える。

(87) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第一百七十七条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第三項後段の規定により介護療養型医療施設とみなされる施設に係るものを含む。以下(89)から(101)までにおいて同じ。）

(88) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百七十七条の二第四項において準用する旧法第一百七十五条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取

(89) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第八十一条の規定による指定介護療養型医療施設の療養病床等の入所定員を増加しようとするときの指定の変更

(90) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百一十一条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出の受付

(91) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭要求又は質問若しくは立入検査

(92) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされた旧法第一百三十三条の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の受付

(93) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百三十三条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告

(94) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百三十三条の二第二項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わないときの公表

(95) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百三十三条の二第三項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置の命令

(96) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百三十三条の二第四項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令をした旨の公示

(97) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百三十三条の二第五項の規定による指定介護療養型医療施設に係る通知の受付

(98) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百四十一条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止

(99) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百四十一条第二項の規定による指定介護療養型医療施設が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付

(100) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百五十一条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった、又は指定の取消し等をした旨の公示

(101) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第一百五十一条の三十五第六項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（旧法第一百五十一条の三十五第四項の規定による命令に従わず指定の取消し又は全部若しくは一部の効力を停止することが適当である旨の通知を県から得た場合に限る。）

第二条の表の第二十二号の二中「(10)から(15)まで、(23)から(28)まで、(36)、(38)から(42)まで、(55)から(63)まで、(75)、(77)から(81)まで及び(88)から(93)まで」を「(12)から(17)まで、(25)から(30)まで、(38)、(40)から(44)まで、(57)から(65)まで、(75)から(80)まで、(91)及び(93)から(97)まで」に、「(68)に掲げる」を「(70)に掲げる」に改め、同表の第二十四号(1)中「(3)及び(7)に規定する指定を受けた事業者が行う自立支援給付対象サービス等並びに(5)に規定する」を「(法第三十六条第一項の規定による法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた事業者が行う自立支援給付対象サービス等及び法第三十八条第一項の規定による法第二十九条第一項の指定障害者支援施設の」に改め、同号(3)から同号(27)までを削り、同号(28)中「、相談支援事業」を削り、「(30)に」を「(5)に」に改め、同号(28)を同号(3)とし、同号(29)中「、相談支援事業」を削り、同号(29)を同号(4)とし、同号(30)を同号(5)とし、同表の第二十四号の二(1)中「及び(4)」を削り、同表の第二十四号の二の次に次のように加える。

<p>二十四の二の二 健康保険法等の一部を改正する法律（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法附則第三百三十条の二第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第七十二条第一項ただし書に規定する介護療養型医療施設の特例に係る別段の申出の受付</p> <p>(2) 法附則第三百三十条の二第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧介護保険法第七十七条第一項に規定する旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定介護療養型医療施設の指定</p> <p>(3) 法附則第三百三十条の二第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧介護保険法第七十七条第五項に規定する指定介護療養型医療施設の指定に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取</p> <p>(4) 法附則第三百三十条の二第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧介護保険法第一百五十五条に規定する指定介護療養型医療施設の指定をした旨の公示</p>	<p>呉市及び三次市</p>
---	----------------

第二条の表の第二十九号の三を削り、同表の第三十一号の二中「、福山市」を削り、「（呉市）」の下に「、廿日市市」を加え、同表の第三十五号中「(13)、(16)、(26)、(29)、(40)、(43)、(57)、(58)、(61)、(64)、(79)、(82)、(91)、(94)及び(99)」を「(15)、(18)、(28)、(31)、(42)、(45)、(59)、(60)、(63)、(66)、(78)、(81)、(86)、(95)、(98)及び(101)」に、「(20)、(23)、(25)、(26)、(29)及び(30)」を「(4)及び(5)」に、「、第二十四号の三(3)並びに第二十九号の三(6)」を「並びに第二十四号の三(3)」に改める。

第三条の表の第二十二号の二(1)中「受付」の下に「（第六条第一項、第七条、第十条及び第十一条第三項については、特定施設に係るものであって、排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものに限る。）」を加え、同号(2)中「短縮」の下に「（特定施設に係るものであって、排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるもの）」

に係るものに限る。」を加え、同表の第二十五号を次のように改める。

二十五 削除

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表の第三十一号の二中「（呉市）」の下に「、廿日市市」を加える改正規定
平成二十四年五月二日
- 二 第二条の表の第二十号の三の改正規定及び第三条の表の第二十二号の二の改正規定
平成二十四年六月一日